

あきた脱炭素経営支援ネットワークポータル整備業務 委託仕様書

1 業務委託名

あきた脱炭素経営支援ネットワークポータル整備業務委託

2 業務委託の目的

秋田県は、秋田県内の経済団体、金融機関、行政、民間支援機関等で構成する「あきた脱炭素経営支援ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）において、構成団体が連携のうえ、脱炭素経営に関する普及啓発・支援を実施し、企業の脱炭素化に向けた取り組みを通じて2050年カーボンニュートラルの達成に寄与することを目指すこととしている。なお、ネットワークの概要については別紙1及び2を参照すること。

本業務により、県内企業による脱炭素化の取り組みを促進するため、県内企業担当者等からの脱炭素経営に関する相談・支援総合窓口であり、支援情報や取組事例等を一元的に取得できるサイトとしての機能を有する「あきた脱炭素経営支援ネットワークポータル」（以下、「ネットワークポータル」という。）を整備する。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

ただし、業務項目毎の期日は4-(3)に記載のとおり。

4 業務委託の内容

ネットワークの取組を県内事業者へ十分に訴求できるネットワークポータルを整備するため、ネットワーク構成団体との調整や情報収集を行いながら、以下の業務を実施すること。

(1) ウェブサイトの制作

① ウェブサイトの概要

脱炭素化支援を行っているネットワーク構成団体が提供するサービス等に関する情報を一元的に取得でき、県内事業者からの相談受付機能を備えるウェブサイトとする。なお、月間予定閲覧数は600PV以上を目標としている。

② ウェブサイトの制作コンセプト

以下の内容を反映させること。

(ア) 県内事業者を主な利用者として、脱炭素経営に関する様々な情報を検索、閲覧でき、相談受付フォームを備えるポータルサイトとしての機能を持たせる。

(イ) 行政のほか金融機関や地域経済団体等、県内で企業向けに脱炭素化支援を展開するネットワーク構成団体の支援情報掲載サイト等へ効率的にアクセスできる必要があることから、情報の性質別にグルーピングして分かりやすくリンクを掲載する。

- (ウ) 脱炭素化に向けた取組を事業所の形態（工場、オフィス・店舗）でグルーピングし、国が示している脱炭素経営の実践ステップ順【知る、測る、減らす、開示する】に情報をまとめて掲載し、連続性を意識できるように構成する。
- (エ) 県内企業の担当者等が脱炭素経営に関する情報収集で利用することを想定し、できるだけ平易で分かりやすく情報をまとめる。また、サイト運用者側が柔軟かつ効果的に情報発信できる機能を設ける。
- (オ) 本業務委託仕様書のほか、ユーザビリティを意識し、使いやすさ、分かりやすさ等、主たる閲覧者（県内企業の担当者等）の満足度が高まるウェブサイトとする。

③ウェブサイト掲載内容（コンテンツ項目）

ウェブサイトには、以下の内容を必ず掲載すること。また、2の業務委託目的や制作コンセプトを達成するために必要な情報を収集し、掲載内容を適宜提案すること。各コンテンツの繋がりやサイト内の配置等については、本事業の目的を踏まえて最も適した形を提案すること。

なお、県が本事業とは別に実施する「次世代・GX人材育成・交流プログラム等運営業務」において、受託者が収集した支援情報や取組事例等に係るコンテンツ管理に協力することとなっているため、必要に応じて当該受託者と協議等を行うこと。

(ア) 脱炭素経営に関する概要

- 企業が脱炭素経営に取り組む必要性（取り組まないことによるリスク、取り組むことで得られるメリット）と段階的な取組の流れなどを簡潔に分かりやすく掲載する。
- より詳細な脱炭素経営の解説については、国（環境省、経済産業省）等の公式ウェブページにリンクして参照できるようにする。

(イ) 秋田県の温室効果ガス排出量の削減目標及び進捗状況

- 第2次秋田県地球温暖化対策推進計画【改訂版】における削減目標及び進捗状況を分かりやすい表現で掲載する。なお、サイト運用者が定期的に削減目標や進捗状況を更新することを考慮したページ構成とする。
- 県計画に関する詳細説明については、美の国あきたネットにリンクして参照できるようにする。

(ウ) 業種別の脱炭素化の流れ（取り組み）

- 業種別（製造業、流通・物流業、小売・サービス業等）の脱炭素経営の実践の流れをわかりやすく解説する。
- 実際に県内などで取り組んでいる事例を掲載し、当該サイトへのリンクを貼るなどして紹介する。

(エ) 脱炭素関連セミナー開催に関する情報

- 各主体の開催情報一覧を掲載し、項目ごとに並べ替え（ソート）と絞り込み（フィルター）ができるようにする。

- 各主体の詳細ページがある場合は、当該サイトにリンクして参照できるようにする。

(オ) 脱炭素に関する行政の補助金・助成金に関する情報

- 国、県、市町村、その他の機関・団体等が実施する補助金や助成金に関する情報について、要件（事業所形態、業種、事業規模、地域）等を分かりやすく掲載する。

(カ) 脱炭素に関わりのある融資に関する情報

- 県内の金融機関等が提供しているESG融資やグリーンローンに関する情報について、各主体の公式サイトにリンクして参照できるようにする。

(キ) 省エネに係わる取組支援に関する情報

- 県内で事業者向けに提供されている省エネ診断サービス等に係る情報について、各主体で詳細な説明を掲載しているページにリンクして参照できるようにする。

④ ウェブサイトの更新

原則として、全てのコンテンツをサイト運用者が簡便に更新できるものとする。

⑤ ウェブサイトの操作マニュアル

サイト運用者が行うウェブサイト更新等の操作マニュアルを作成する。

⑥ ウェブサイトの操作研修

ウェブサイトの管理を行うサイト運用者に対し、操作指導研修を行う。

⑦ ウェブサーバー

ウェブサイトを構築するサーバーは、本仕様書記載の要求事項を満たすとともに、十分なセキュリティ対策が講じられているものを選定する。

⑧ ウェブメール

サイト運用者が使用する、独自ドメインを用いたメール送受信環境を構築する。

(ア) パソコン及びスマートフォンのウェブブラウザ上から、メールの送受信及び閲覧が可能な状態とすること。

(イ) DNSサーバーにおける、メール送受信に必要な各種レコード（MXレコード等）の設定をすること。

(ウ) 送信ドメイン認証の設定による、なりすまし・迷惑メール対策をすること。

⑨ 相談受付フォーム

県内事業者からの相談窓口として受付フォームを設置する。

(ア) 県内事業者からの相談受付を目的とする。

(イ) 入力項目は、「氏名（担当者名）」「会社名（所属名）」「メールアドレス」「電話番号」「相談内容」等とし、個人情報保護方針への同意（チェックボックス）欄を設ける。

(ウ) 受付データ処理時の動作について

(i) 入力エラーチェック（未入力、入力形式誤り等）を行うこと。

(ii) 送信前に入力者が入力内容を確認する画面を設けること。

- (iii) 送信完了後、入力者宛てに自動返信メールを送信すること。
- (iv) フォーム送信された内容をサイト運用者メールアドレス宛てに通知すること。また、フォーム送信内容を CSV ファイルで生成し、添付すること。
- (エ) 管理・セキュリティについて
 - (i) データベース保存をせず、「サイト運用者への通知メール」と「通知メールに添付された CSV ファイル」をもとに、手動等により CSV 化して管理する。
 - (ii) フォーム送信エラーやサイト運用者あて通知メール不着などによる受付データの消失を防止する対策をすること。
 - (iii) SSL 化 (HTTPS) による暗号化通信とすること。
- ⑩ウェブサイト全体の操作性等
 - ウェブサイトは、次の操作性等を有していることを条件とする。
 - (ア) アクセシビリティに関する要件
 - (i) JIS X 8341-3:2016 (情報アクセシビリティの日本工業規格である「高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器, ソフトウェア及びサービス」の個別規格) 適合レベル AA に準拠していること。本仕様書における「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン2016年3月版」で定められた表記による。
 - (ii) 納品前に JIS X 8341-3:2016 に基づく試験を実施すること。
 - (iii) 試験の対象範囲は、JIS X 8341-3:2016 の「JB. 1.2 ウェブページ一式単位」とし、ウェブページ一式を代表するウェブページとランダムに選択したウェブページとを併せて選択する場合」にある方法を用いて、両方を合わせて 30～40 ページを選択して試験を実施すること。選択するページについては、上記 (i) を達成するために望ましい組合せを検討の上、事前に県に提示し、了解を得ること。
 - (iv) 試験の実施に当たっては、総務省が提供する miChecker 等のツールによる確認と併せ、目視による確認を行うこと。
 - (v) ウェブアクセシビリティ基盤委員会が公開している「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン 2016年4月版」の「3.1 達成方法及びその検証方法を特定できる技術的根拠を示す方法の例」及び「3.2 達成基準チェックリストの例」を参考にして、実装チェックリスト及び達成基準チェックリストを作成すること。
 - (vi) ウェブサイト上で公開する試験結果ページを、JIS X 8341-3:2016 の「JB. 3 試験結果の表示」に基づいて制作すること。
 - (イ) 実用的な速度で閲覧、検索が可能であること。
 - (ウ) ターゲットブラウザは Edge、FireFox、Safari、GoogleChrome、Opera 等の各ブラウザで、閲覧・操作に支障がないようにすること。
 - (エ) パソコン端末からのフォーム入力や閲覧に対応させるほか、スマートフォンや

タブレット（iOS、Android）からも同様に対応させること。

（オ）印刷した際、日本工業規格A4判縦置きサイズに収まること。

（カ）ウェブコンテンツを閲覧する際に、別に専用のソフト（プラグイン）を必要としないこと。ただし、ウェブコンテンツを閲覧する際に、別に必要とする専用のソフト（プラグイン）が継続して無料ダウンロードできると認められる場合はこの限りではない。

（キ）アクセス分析機能（アクセス数、流入時検索キーワード等のアクセス解析ができる機能）を有すること。

（ク）サイバー攻撃に対する必要な措置を講ずること。

（2）ウェブサイトの運用サポート・保守管理

ウェブサイトの運用サポート及び保守管理を、運用開始日から令和9年3月31日まで、オンサイトサービス（担当者を直接現場に派遣するサービス）で行うこと。なお、本項目における現場とは秋田県庁を指す。

（3）業務項目毎の期日

①ウェブサイト制作計画書提出

契約締結の日から10日以内

②ウェブサイト操作研修

令和8年12月中旬まで実施

③ウェブサイト運用テスト期間

令和8年12月下旬まで

④ウェブサイト運用開始

令和9年1月上旬から

⑤ウェブサイト運用保守

ウェブサイトの運用開始日から令和9年3月31日まで

5 成果品の納入

次の成果品を納入すること。紙媒体の場合は、日本工業規格A4判を使用すること。

（1）ウェブサイト制作計画書

（2）ウェブサイト設計書：紙媒体1部、電子媒体1部

（3）ウェブサイト：ウェブサーバーへのインストール

（4）ウェブサイト操作マニュアル：紙媒体3部、電子媒体1部

（5）ウェブサイトテスト結果報告書（ウェブアクセシビリティに係る実装チェックリスト及び達成基準チェックリストを含む）

（6）業務委託完了報告書

6 再委託

（1）受託者は、本業務委託のすべてを第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

- (2) 受託者は、本業務委託の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者、再委託する業務の内容、業務体系図及び工程表を事前に書面にて提出して委託者の承認を得ること。
- (3) 受託者は、(2)により再委託する場合には、秋田県内に主たる事業所等を有するものの中から再委託先を選定するよう努めること。

7 業務の履行に関する措置

- (1) 委託者は、本業務（再委託した場合を含む）の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- (2) 受託者は、(1)の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に、委託者に書面で提出するものとする。

8 権利の帰属

- (1) 本業務委託の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む。）及び所有権は、すべて委託者に帰属する。
- (2) 受託者は委託者の承諾無しに、デザインを他に流用することができない。

9 機密の保持

- (1) 本業務委託（再委託した場合も含む）を実施するにあたり、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用してはならない。また、そのための必要な措置を講じること。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。
- (3) この項目について、受託者は、契約期間終了後においても同様とする。

10 その他

- (1) 本業務委託が完了するまでの間、進捗状況の報告や発生する課題の協議・解決等に関し必要の都度、双方協議しながら進めるため、常に協議可能な体制を整えること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

ネットワークにおける取組

1 構成団体の連携による普及啓発、情報発信

- ・セミナー、イベントの共同実施
- ・県事業や構成団体の支援メニューの周知

2 相談、支援総合窓口

- ・あきた脱炭素経営支援ネットワークポータルとして相談受付や情報発信

3 現状把握と必要な構成団体（支援機関）への橋渡し

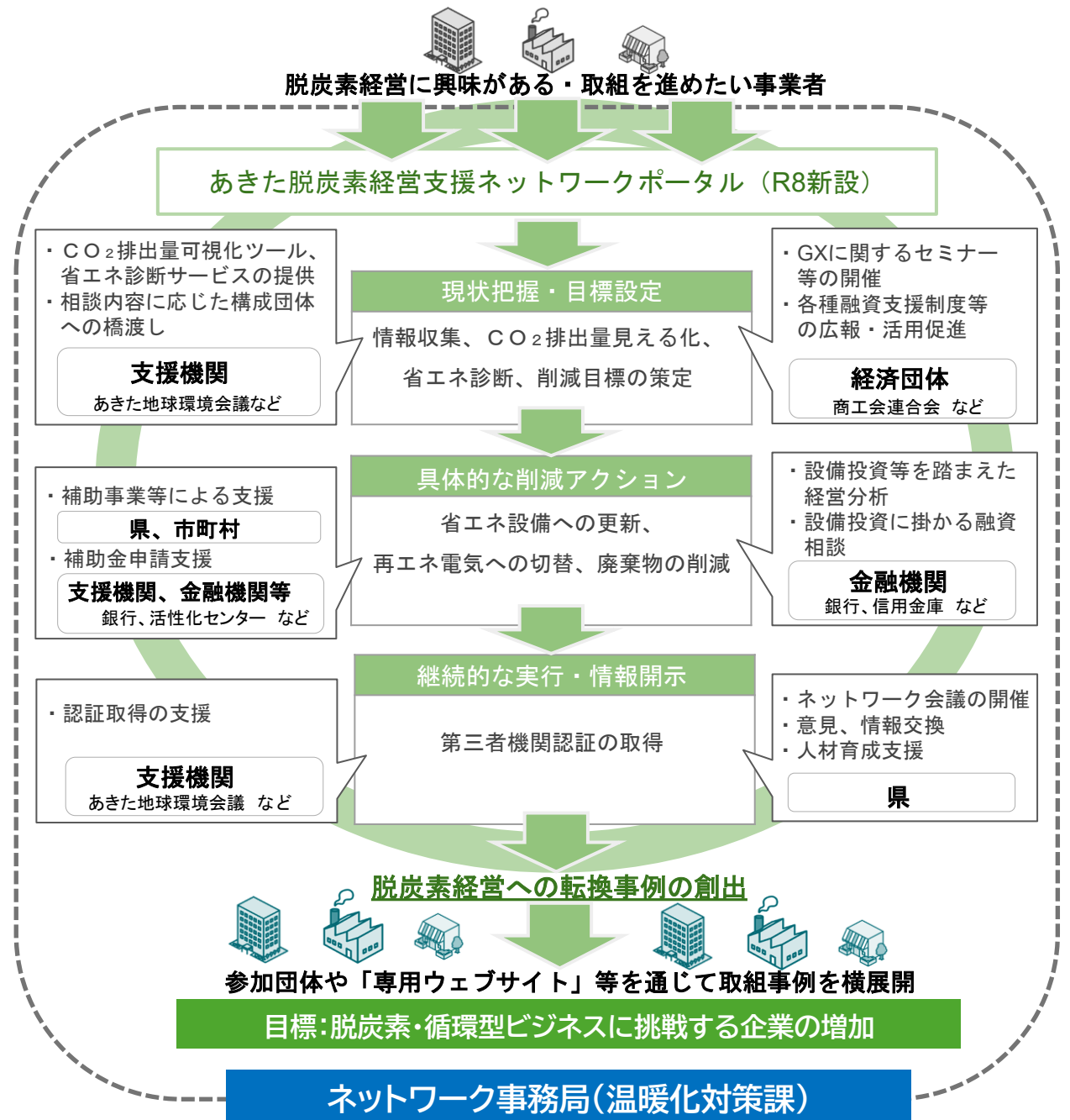
- ・省エネ診断等による排出量の現状把握と目標設定
- ・構成団体（支援機関）への橋渡し

4 具体的な取組への支援

- ・事業者の状況・ニーズ等に応じた支援メニューの提案
- ・各種補助事業の活用支援
- ・J-クレジット等認証取得支援

5 取組事例の共有と横展開

- ・取組事例の共有と横展開



(別紙2)

あきた脱炭素経営支援ネットワーク規約

(名称)

第1条 本会は、あきた脱炭素経営支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、金融機関や経済団体、行政、その他関連団体がそれぞれの得意分野を持ち寄り、県内企業の脱炭素化を後押ししていくため、次の各号に掲げる支援について、共有・議論し、具体的に実行していくことを目的とする。

- 一 脱炭素・循環型ビジネスへの理解促進
- 二 脱炭素アクションの実践促進
- 三 本県で創出される環境価値の利活用の促進

(取組内容)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる取組を行う。

- 一 中小企業等の脱炭素化・省エネルギーに関する相談対応
- 二 構成機関の取組の情報共有・発信
- 三 構成機関相互の連携・協働の促進
- 四 中小企業等及び構成機関の人材育成
- 五 その他前条の目的を達成するために必要な取組

(構成機関)

第4条 ネットワークは、第2条の目的に賛同する別表に掲げる構成機関をもって組織する。

- 2 県内を主たる活動範囲に含まない機関や、本会の支援を受ける機関等は、原則として構成機関の資格を有しない。
- 3 ネットワークへの入退会は、第6条に定める全体会での議決をもって決定する。

(会費)

第5条 ネットワークは、原則として会費を徴収しないものとする。ただし、会費を徴収する必要性が生じた場合には、全体会において検討を行い、決定するものとする。

(全体会)

第6条 ネットワークに全体会を置く。

- 2 全体会は、構成機関の代表者等による委員で構成し、本会の運営方針や重要事項を決定する。
- 3 全体会は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成をもって議決する。
- 4 委員は、当会に出席することができない場合、委任により代理者を出席させることができる。
- 5 事務局の指示があった場合は、書面又は電磁的方法をもって当会に出席し、議決に参加したものとみなす。
- 6 全体会に座長及び副座長を置き、当面の間、座長は秋田県生活環境部長、副座長は同部温暖化対策課長をもって充てる。
- 7 座長は、会務を総理する。なお、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。
- 8 座長は、必要があると認めるとき、委員以外の者を全体会に出席させることができる。
- 9 全体会は、必要に応じ、書面等により開催及び議決することができるものとする。

(連絡会)

第7条 ネットワークに連絡会を置く。

- 2 連絡会は、構成機関の実務担当者等により構成し、本会の運営に必要な主要事項を決定する。
- 3 連絡会は、事務局が会務を総理する。
- 4 連絡会は、必要があると認めるとき、構成機関以外のものを連絡会に出席させることができる。
- 5 連絡会は、必要に応じ、書面等により開催することができるものとする。

(協力機関)

第8条 ネットワークは、その取組内容に賛同する機関（以下「協力機関」という。）と協力することができる。

- 2 協力機関は、必要に応じ、前条に定める連絡会等に参加することができるものとする。
- 3 協力機関は、第7条に定める連絡会において決定する。

(事務局)

第9条 ネットワークの運営に係る事務の処理等のため、事務局を置く。

- 2 事務局は、当面の間、秋田県生活環境部温暖化対策課が担う。

(その他)

第10条 ネットワークの構成機関は、ネットワークの活動を通して取得した企業情報や個人情報等については適切に管理し、第三者に開示又は漏洩等してはならない。なお、退会以降も本条は有効とする。

- 2 本規約の改定は、全体会の議決をもって決定する。
- 3 本規約に定めるもののほか、ネットワークに関して必要な事項は、事務局が全体会に提案するものとする。

附 則

この規約は、令和8年5月26日から施行する。

(別表)

あきた脱炭素経営支援ネットワーク構成機関

[順不同]

金融機関	株式会社秋田銀行 株式会社北都銀行 秋田県信用組合 秋田信用金庫 羽後信用金庫
経済団体	秋田県商工会議所連合会 秋田県商工会連合会 秋田県中小企業団体中央会
行政	秋田県 賛同された県内市町村
支援機関	株式会社あきぎんリサーチ&コンサルティング 一般社団法人あきた地球環境会議 公益財団法人あきた企業活性化センター
秋田県地球温暖化防止 活動推進センター	認定非営利活動法人環境あきた県民フォーラム
オブザーバー	経済産業省東北経済産業局 環境省東北地方環境事務所